

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	77
契約番号	7農振財契第1116号
件名	灯油の購入(その5)(単価契約)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎
概要	灯油 16,000ℓ (詳細は別紙仕様書のとおり)
契約期間	令和8年2月1日から平和8年2月27日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和8年1月27日(火) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和8年1月5日(月)午前10時から令和8年1月13日(火)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票【様式あり】(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表【様式あり】(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 <u>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 研究企画室 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-5216

仕様書

1. 件名 灯油の購入（その5）（単価契約）

2. 履行場所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎
別紙のとおり

3. 履行期間 令和8年2月1日～令和8年2月27日まで

4. 購入品名及び想定購入数量

灯油 16,000ℓ

5. 仕様内容

- (1) 灯油を担当者からの依頼に応じて配達し、財団指定の場所に給油すること。配達は必ず依頼日から2日以内に対応すること。
- ① 基本の配達時間は8時30分から16時30分までの時間内とし、研究や業務等に支障のないように行うこと。
- ② 給油作業の実施にあたり、研究や業務等に支障があると財団が判断し、協議した場合は前号に関わらずその協議したところによるものとする。
- ③ 財団園場内の未舗装で、道幅が1.6m位通路でも走行可能な車にて給油を行うこと。
- (2) 消防法令に適合した容器を使用して運搬すること。
- (3) 給油時の安全管理を徹底すること。また、誤給油等の事故が発生することの無いよう十分注意すること。

6. 支払方法

納品完了後に毎月提出される納品書に基づき検査を行い、合格と認定した後、支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7. その他

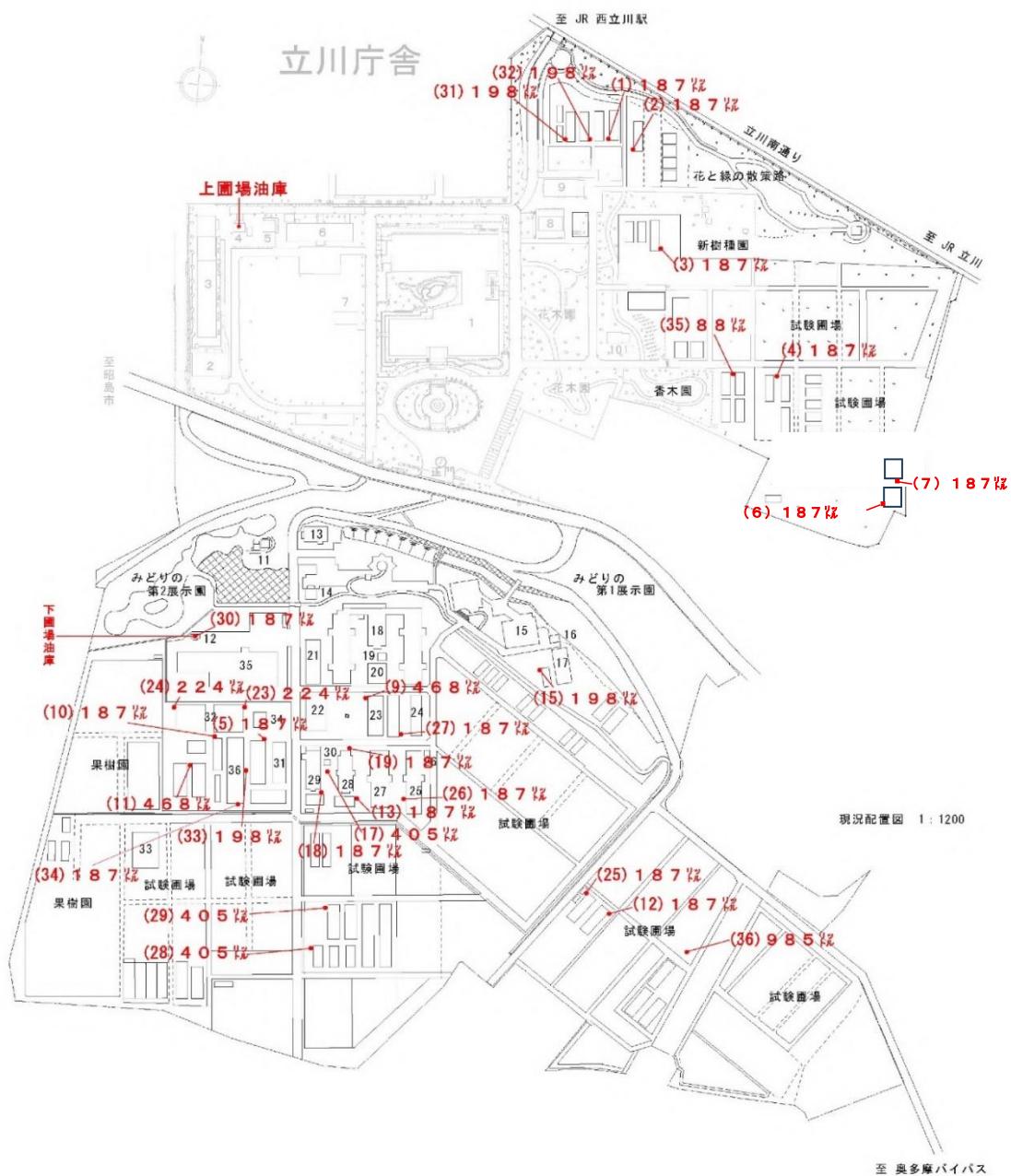
- (1) 本契約には、運搬、納入等すべての費用を含むものとする。
- (2) 受注者は、関係諸法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、建造物等に損傷を与えた場合は、その責に任ずるものとし、速やかに財団担当者に連絡のうえ、自らの負担により、復旧すること。

- (4) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。契約の解除及び契約の満了後においても同様とする。
- (5) 納入伝票は、給油の都度タンク毎に発行し、財団職員の確認を受けるものとする。
- (6) 本契約において、推定総金額（税込）を超えて発注することは出来ない。また、発注金額が推定総金額（税込）に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。更に発注金額が推定総金額（税込）に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって、この契約は終了するものとする。なお、いずれの場合であっても、受託者は異議を主張できないものとする。
- (7) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (8) 環境により良い自動車利用について
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (9) 東京都グリーン購入推進方針（別添）に配慮すること。
- (10) この契約に関して、疑義が生じた時、またはこの契約に定めのない事項については、財団と協議し、決定すること。

8. 連絡先 〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
農林総合研究センター 研究企画室
TEL 042-528-5216

別紙

灯油タンク配置図



灯油給油タンク指示一覧

No.	担当	給油指示	No.	担当	給油指示	No.	担当	給油指示
①	病虫		⑫	バイク		㉗	病虫	
②	病虫		⑬	バイク		㉘	花き	
③	病虫		⑮	花き		㉙	花き	
④	野菜		⑰	バイク		㉚	油庫	
⑤	野菜		⑲	バイク		㉛	病虫	
⑥	野菜		⑲	バイク		㉜	病虫	
⑦	野菜		㉓	野菜		㉝	野菜	
⑨	植木		㉔	野菜		㉞	野菜	
⑩	野菜		㉕	バイク		㉞	スマート	
⑪	野菜		㉖	土肥		㉟	バイク	

参考写真



写真 1 灯油タンク配置図②付近の未舗装道路



写真 2 灯油タンク配置図⑩付近の未舗装道路



写真 3 灯油タンク①187 リットル



写真 4 灯油タンク⑪468 リットル



写真 5 灯油タンク⑯405 リットル



写真 6 灯油タンク⑯224 リットル



写真 7 灯油タンク⑯198 リットル

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの